

令和2年 第1回宮代町教育委員会定例会会議録					
招集年月日	令和2年1月30日 午後1時30分			開催場所	役場204会議室
開閉の日時	令和2年1月30日 午後1時30分			教育長	中村 敏明
及び宣告者	令和2年1月30日 午後2時45分			教育長	中村 敏明
議長代理	—	仮議長	—	会議録調製員	加藤 正久
委員出席状況			議案説明等		
番号	氏名	出席の有無	教育推進課長	大場 崇明	
教育長	中村 敏明	出席	学校管理幹兼副課長（学校教育）	小山 裕之	
職務代理	深井 美智子	出席	生涯学習室長	飯山 武	
教育委員	吉澤 久美子	出席	教育総務担当	加藤 正久	
教育委員	瀧ヶ崎 隆司	出席			
教育委員	山田 鋭生	出席			
議案件名					
概要報告					
概要報告					
事務局報告					
(1) 学校教育関係					
ア 2月の行事予定について					
イ 2月の事業予定について					
(2) 生涯学習関係					
2月の事業予定について					
審議事項					
議案第	1号	宮代町社会教育指導員に関する規則を廃止する規則につき議決を求めることについて			
議案第	2号	宮代町教育相談室設置規則を廃止する規則につき議決を求めることについて			
議案第	3号	宮代町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につき議決を求めることについて			
議案第	4号	宮代町さわやか相談員設置要綱を廃止する告示につき議決を求めることについて			
議案第	5号	宮代町教育委員会臨時的職員取扱規程を廃止する訓令につき議決を求めることについて			
議案第	6号	宮代町教育委員会会計年度任用職員取扱規程を定める訓令につき議決を求めることについて			
議案第	7号	宮代町さわやか相談員設置規程を定める訓令につき議決を求めることについて			
議案第	8号	宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令につき議決を求めることについて			
議案第	9号	宮代町社会教育指導員設置に関する規程を定める訓令につき議決を求めることについて			

議案第10号 宮代町教育相談室設置規程を定める訓令につき議決を求めることについて

傍聴者0名

開 会 午後 1 時 30 分	
1 開会の宣言	
中村教育長	令和 2 年第 1 回定例教育委員会をこれより開会いたします。 (全委員の出席を確認)
2 挨拶	
中村教育長	(挨拶)
3 概要報告	
中村教育長 大場課長 中村教育長	前回定例会以降の概要につきまして、事務局より報告します。 (資料により概要報告を行う。) 以上報告につきまして、ご質問等ございますか。 (意見、質問なし) 次に、4 事務局報告に移ります。 (1) 学校教育関係 事務局報告 (1) 学校教育関係について、説明をお願いします。
4 事務局報告	
(1) 学校教育関係	
小山学校管理幹 中村教育長 中村教育長	(1) 学校教育関係 ア 2月の行事予定について イ 2月の事業予定について (資料に沿って説明を行う。) ただいまの報告に対して、ご質問、ご意見をお受けいたします。 (意見、質問なし) 次に、事務局報告 (2) 生涯学習関係について 説明をお願いします。
(2) 生涯学習関係	
飯山室長 中村教育長 中村教育長	(2) 生涯学習関係 2月の行事予定について (資料に沿って説明を行う。) ただいまの報告に対して、ご質問、ご意見をお受けいたします。 (意見、質問なし) 次に、5 審議案件に入ります。
5 審議案件	
議案第 1 号	宮代町社会教育指導員に関する規則を廃止する規則につき議決を求めることについて
議案第 2 号	宮代町教育相談室設置規則を廃止する規則につき議決を求めることについて
議案第 3 号	宮代町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につき議決を求めること

	<p>について</p> <p>議案第 4号 宮代町さわやか相談員設置要綱を廃止する告示につき議決を求めることについて</p> <p>議案第 5号 宮代町教育委員会臨時的職員取扱規程を廃止する訓令につき議決を求めることについて</p> <p>議案第 6号 宮代町教育委員会会計年度任用職員取扱規程を定める訓令につき議決を求めることについて</p> <p>議案第 7号 宮代町さわやか相談員設置規程を定める訓令につき議決を求めることについて</p> <p>議案第 8号 宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令につき議決を求めることについて</p> <p>議案第 9号 宮代町社会教育指導員設置に関する規程を定める訓令につき議決を求めることについて</p> <p>議案第 10号 宮代町教育相談室設置規程を定める訓令につき議決を求めることについて</p>
中村教育長	<p>まずは、関連する議案第 1号、議案第 2号、議案第 4号、議案第 5号を一括して説明します。</p>
大場課長	<p>議案第 1号宮代町社会教育指導員に関する規則を廃止する規則につき議決を求めることについて</p> <p>議案第 2号宮代町教育相談室設置規則を廃止する規則につき議決を求めることについて</p> <p>議案第 4号宮代町さわやか相談員設置要綱を廃止する告示につき議決を求めることについて</p> <p>議案第 5号宮代町教育委員会臨時的職員取扱規程を廃止する訓令につき議決を求めることについて</p> <p>(資料に沿って説明を行う。)</p>
中村教育長	<p>ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお受けいたします。</p>
瀧ヶ崎委員	<p>規則と規程は使い方が違うのですか。</p>
大場課長	<p>例規といったときに条例と規則は自治体が定める例規になります。規程、告示、要綱は一ランク下になるのですが、今回は、規則を廃止して規則を定めるのではなく、規則を廃止して、規程を定めるということになります。</p> <p>序列でいきますと、条例、規則、規程、要綱の順になります。</p>
中村教育長	<p>他にご質問、ご意見ございますか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>では、お諮りします。</p> <p>議案第 1号、議案第 2号、議案第 4号、議案第 5号について、原案のとおり可決として良いでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>承認されました。次に議案第 3号に入ります。</p>
中村教育長	<p>議案第 3号について事務局から説明をお願いします。</p>
大場課長	<p>議案第 3号宮代町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につき議決</p>

	<p>を求めることについて （資料に沿って説明を行う。）</p>
中村教育長	<p>ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお受けいたします。 （意見、質問なし） では、お諮りします。 議案第3号について、原案のとおり可決として良いでしょうか。 （異議なし） 承認されました。次に議案第6号に入ります。</p>
中村教育長 大場課長	<p>議案第6号について事務局から説明をお願いします。 議案第6号宮代町教育委員会会計年度任用職員取扱規程を定める訓令につき議決を求めることについて （資料に沿って説明を行う。）</p>
中村教育長 瀧ヶ崎委員	<p>ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお受けいたします。 先ほど第一種、第二種の違いで、第一種は一般事務、第二種については学校現場の方という説明でしたが、さわやか相談員、学校用務補助員は学校で活動されますが、これは第一種なのですか。</p>
大場課長	<p>学校用務補助員については、校長先生の指揮命令で動くこととなります。校長の評価は入りますが、特に教員というかたちで子供たちと接したりはしません。これまでの事務的な取扱とさせていただいております。さわやか相談員についても学校の先生のOBではありますが、学校の授業に直接関わっておりません。さわやか相談員設置規程の中で対応させていただいております。</p>
中村教育長	<p>他にご質問、ご意見ございますか。 （意見、質問なし） では、お諮りします。 議案第6号について、原案のとおり可決として良いでしょうか。 （異議なし） 承認されました。次に議案第7号に入ります。</p>
中村教育長 小山学校管理幹	<p>議案第7号について事務局から説明をお願いします。 議案第7号宮代町さわやか相談員設置規程を定める訓令につき議決を求めることについて （資料に沿って説明を行う。）</p>
中村教育長 山田委員	<p>ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお受けいたします。 さわやか相談員について資格要件は無いのでしょうか。</p>
小山学校管理幹 山田委員	<p>教員免許とか特別な資格は必要ありません。 どんな方が就任されているのですか。</p>
小山学校管理幹	<p>子供たちの直接の相談はもちろんです。保護者や地域の方など多方面からの相談がございますので、学校教育に携わっていた学校現場を理解している元管理職</p>

	などがお勤めされております。
深井委員	さわやか相談員とボランティア相談員の勤務形態は同じですか。同じような相談を受けているのですか。
小山学校管理幹	さわやか相談員は通年で週5日間勤務、ボランティア相談員は週3日間勤務となっております。相談室を運営するうえで、さわやか相談員が生徒、保護者の相談が入ってしまったときに、その間に相談室に来た生徒に対して、ボランティア相談員が同じく相談業務を行っております。
瀧ヶ崎委員	新しい規程には年齢要件はないが、廃止された規程には満65歳未満と入っていますが、新しい規程では年齢を問わないということですか。
大場課長	会計年度任用職員制度自体が年齢制限を設けてはいけないということになっておりますので、年齢制限は定めません。
中村教育長	他にご質問、ご意見ございますか。 (意見、質問なし) では、お諮りします。 議案第7号について、原案のとおり可決として良いでしょうか。 (異議なし) 承認されました。次に議案第8号に入ります。
中村教育長	議案第8号について事務局から説明をお願いします。
小山学校管理幹	議案第8号宮代町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令につき議決を求めることについて (資料に沿って説明を行う。)
中村教育長	ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお受けいたします。
瀧ヶ崎委員	兼職する際に、短時間勤務の方は願いを出さなくても良いのですか。
小山学校管理幹	これまではということです。
瀧ヶ崎委員	これからは、非常勤職員を除くというのは、非常勤職員のうち短時間勤務職員を除くということですか。
大場課長	短時間勤務職員については、兼業をしてもよいということが前提となっております。非常勤職員のうち、短時間勤務職員を除いた職員ということです。例規の中で、短時間職員は願いを出さないでよいと読めるということですか。恐らくそれで正しいと思います。
瀧ヶ崎委員	ここでの非常勤職員は会計年度任用職員とは違うのですか。
大場課長	会計年度任用職員ということになります。会計年度任用職員はフルタイム職員とパートタイム職員があります。短時間での勤務ですと生業をするには難しいということで、兼業が認められているということだと思います。ただ、地方公務員については信用失墜行為というのがありますので、社会通念上疑義の生じる職業の兼務は難しいようですが、例えばスーパーで働くなどは可能だと思います。
加藤主査	フルタイム職員というのは、我々と同じで一週間の勤務が38時間45分である

	<p>ということが条件となっております。逆に、そこに一時間でも欠ける雇用形態の方はすべてパートタイム職員ということになります。この制度での、フルタイム職員というのはあまりいないと思います。</p>
大場課長	<p>フルタイム職員については、保育士などはフルタイムで想定されているようです。</p>
瀧ヶ崎委員	<p>例えば学校でパートタイムの非常勤講師をされている方で、週に2回勤務して他はスーパーでレジ打ちしているということも想定される訳ですか。</p>
大場課長	<p>制度上では認められるということです。</p>
中村教育長	<p>他にご質問、ご意見ございますか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>では、お諮りします。</p> <p>議案第8号について、原案のとおり可決として良いでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>承認されました。次に議案第9号に入ります。</p>
中村教育長	<p>議案第9号について事務局から説明をお願いします。</p>
飯山室長	<p>議案第9号宮代町社会教育指導員設置に関する規程を定める訓令につき議決を求めることについて</p> <p>(資料に沿って説明を行う。)</p>
中村教育長	<p>ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお受けいたします。</p>
瀧ヶ崎委員	<p>社会教育指導員の方は、週4日以上勤務ということですが、実際にどこで勤務されているのですか。</p>
飯山室長	<p>当町については、10年以上、社会教育指導員はおりません。</p>
中村教育長	<p>他にご質問、ご意見ございますか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>では、お諮りします。</p> <p>議案第9号について、原案のとおり可決として良いでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>承認されました。次に議案第10号に入ります。</p>
中村教育長	<p>議案第10号について事務局から説明をお願いします。</p>
小山学校管理幹	<p>議案第10号宮代町教育相談室設置規程を定める訓令につき議決を求めることについて</p> <p>(資料に沿って説明を行う。)</p>
中村教育長	<p>ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお受けいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>では、お諮りします。</p> <p>議案第10号について、原案のとおり可決として良いでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

承認されました。次に6 その他に移ります。

6 その他

大場課長

本日は、宮代町教育委員会表彰について意見交換をお願いします。この表彰については、宮代町の教育、学術、文化及び体育の振興発展に貢献し、他の模範となるものの表彰に関し、必要な事項を定めているものであります。表彰規程では表彰の基準について曖昧なため、別に取り扱要領を定めております。今回見直す背景については、取扱要領の第2の1号や、2号はその職につただけで表彰の対象になるということには疑問があるという声もいただいております。また、本日検討いただいた、会計年度任用職員に移行する職も出てきておりますので、その点も踏まえてご議論いただければと思います。今回事務局で検討させていただいたのは、第2の選考基準を少し見直したらどうかということです。1号の教育委員は退任した者となっております、2期（8年）としたらどうかと。2号、3号、5号についても在職期間が明記していないので、これを5年としたらどうかと。6号、7号、8号の付属機関の委員さんがおります。委員さんについては、2期（4年）以上となっております。こちらについては宮代町附属機関等の管理に関する規則においては、継続出来る任期が最長で6年となっております。その点を踏まえて3期（6年）としたらどうかと。第10号の交通指導員についてですが、こちらについては来年度から会計年度任用職員になるということがあります。特別職ではなく町の職員となりますので、町の表彰規程でも今後は対象外となります。従って教育委員会表彰の対象とはしないものでございます。整理しますと、1号については2期（8年）、4号、6号、7号、8号、9号、11号、12号については、3期（6年）ということ、2号、3号、5号で在職期間の定めのないものについては、5年以上ということ。11号については削除というように考えております。皆さんの忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。ここでご意見をいただいたうえで、次回の教育委員会で協議事項として提出させていただきたいと思っております。

瀧ヶ崎委員
大場課長

2号は小中学校の校長・教頭ということは、校長で5年ということですか。
教頭先生から校長先生にそのまま昇格というケースはあまりないと思いますが、町の管理職として5年経験した方という想定です。

瀧ヶ崎委員
中村教育長

現状、校長先生の任期ってどれくらいですか。
通常は、県の考え方ですと、校長で1校3年です。2校経験すれば対象となると思います。教頭は1校2年というのが県の考え方になりますが、3校ということになります。そこまでは長くやられる方はいないと思います。可能性としてはありますが。ただ課長から話があったとおり、町内で教頭をやって、校長をやるというケースもありますので、その場合は5年ということですか。

山田委員
大場課長

交通指導員の方の表彰の実績はどの位でしょうか。
交通指導員さんは20年など、長くやられている方が多いので辞めるときに感謝の意を込めて表彰ということで行って行っていました。

瀧ヶ崎委員	現在、2期（4年）で在職されている方はどの位ですか。
飯山室長	文化財保護委員が8名おります。その8名のうち、識見を有する方と公募の方がおりまして、公募は3期（6年）という制限がありますが、識見を有する方については、期間の定めがありません。中には3期6年以上やっている方もおります。
中村教育長	他に意見はございますでしょうか。 無いようであれば、今お伺いしたことを踏まえて次回の教育委員会で提案させていただきます。
飯山室長	成人式についてです。当日参加者は224名の参加がありまして、新成人全体の66.5パーセントという出席率となっております。ここ数年では参加率は一番良かったという状況でございます。
小山学校管理幹	卒業式についてご連絡させていただきます。中学校の卒業式ですが、3月13日を予定しております。小学校ですが、3月24日を予定しております。どちらも午前中になっております。次回の教育委員会までにご予定をご確認いただきたいと思います。
中村教育長	次回定例教育委員会の日程をお願いします。
7 次回教育委員会について	
大場課長	次回は2月20日（木） 午後2時から定例教育委員会、午後4時から総合教育会議の予定です。 （2月20日（木）、会場は204会議室に決定）
8 閉会	
（閉会 午後2時45分）	